

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒		合成 清酒		連続式蒸留 焼酎		単式蒸留 焼酎		みりん		ビール		果実酒		甘味 果実酒		ウイスキー		ブランデー		発泡酒		リキュール		スピリッツ等		その他の 醸造酒等		合計	酒母	もろみ		
	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内					
昭和	45	外 25	3,533	外 92	3	外 87	39	外 482	379	外 163	37	外 ー	28	外 102	233	外 115	30	外 58	18	外 74	4	外 4	ー	外 104	58	外 218	26	外 12	46	外 1,536	4,434	375	218
	50	外 30	3,229	外 84	2	外 86	36	外 424	393	外 160	31	外 ー	32	外 109	208	外 123	24	外 56	24	外 82	5	外 4	ー	外 133	47	外 243	23	外 17	48	外 1,551	4,102	383	243
	55	外 36	2,947	外 81	1	外 86	31	外 429	379	外 149	38	外 ー	35	外 100	218	外 133	18	外 56	26	外 89	5	外 5	ー	外 146	48	外 243	21	外 30	50	外 1,583	3,817	374	271
	60	外 64	2,586	外 81	3	外 76	45	外 508	389	外 161	30	外 2	38	外 121	214	外 162	17	外 61	26	外 108	9	外 10	1	外 215	51	外 262	16	外 59	56	外 1,890	3,481	376	334
	元	外 56	2,438	外 77	5	外 82	40	外 517	359	外 75	30	外 5	39	外 142	225	外 168	18	外 65	23	外 110	5	外 12	ー	外 260	63	外 266	19	外 66	59	外 1,901	3,323	377	353
	5	外 61	2,386	外 76	4	外 73	47	外 514	350	外 69	32	外 8	42	外 149	235	外 167	14	外 64	20	外 108	4	外 13	ー	外 280	67	外 272	11	外 72	61	外 1,926	3,273	377	362
	6	外 64	2,369	外 78	3	外 75	45	外 511	352	外 70	30	外 14	49	外 152	234	外 171	11	外 64	20	外 109	4	外 32	ー	外 283	71	外 272	12	外 72	61	外 1,967	3,261	384	359
	7	外 64	2,336	外 77	6	外 76	46	外 512	345	外 71	29	外 17	68	外 156	233	外 175	8	外 64	19	外 109	5	外 38	4	外 298	69	外 270	14	外 76	60	外 2,003	3,242	389	354
	8	外 63	2,305	外 79	2	外 82	38	外 506	345	外 69	32	外 25	143	外 156	234	外 176	10	外 64	19	外 108	4	外 54	5	外 301	75	外 270	18	外 80	58	外 2,033	3,288	388	354
	9	外 68	2,268	外 79	2	外 80	40	外 504	336	外 70	32	外 35	238	外 156	239	外 177	10	外 66	16	外 110	5	外 67	25	外 310	82	外 275	16	外 80	60	外 2,077	3,369	393	356
10	外 78	2,229	外 80	1	外 79	41	外 494	327	外 71	30	外 40	274	外 156	237	外 174	10	外 67	15	外 109	5	外 103	31	外 325	83	外 275	17	外 87	60	外 2,138	3,356	394	356	
11	外 82	2,191	外 79	1	外 82	38	外 485	327	外 60	38	外 45	281	外 153	236	外 170	11	外 65	13	外 106	4	外 123	37	外 335	82	外 266	18	外 88	57	外 2,139	3,333	390	354	
12	外 86	2,152	外 78	1	外 87	35	外 478	327	外 63	36	外 51	272	外 163	235	外 169	11	外 68	13	外 108	3	外 128	37	外 371	82	外 268	18	外 92	57	外 2,210	3,299	349	352	
13	外 92	2,121	外 79	2	外 87	36	外 476	323	外 65	37	外 51	255	外 173	229	外 172	11	外 68	10	外 106	3	外 133	48	外 386	91	外 270	19	外 103	58	外 2,261	3,254	352	348	
14	外 98	2,076	外 76	2	外 82	36	外 476	328	外 71	31	外 55	244	外 183	233	外 173	13	外 67	10	外 110	3	外 136	54	外 411	96	外 278	19	外 124	58	外 2,340	3,216	337	345	
15	外 102	2,024	外 75	2	外 80	36	外 487	330	外 70	31	外 95	242	外 183	233	外 175	13	外 69	10	外 113	4	外 432	61	外 528	101	外 389	20	外 133	57	外 2,931	3,165	336	357	
16	外 114	1,973	外 76	2	外 81	37	外 493	330	外 74	33	外 81	242	外 177	233	外 171	10	外 70	8	外 110	3	外 385	52	外 498	106	外 346	21	外 146	64	外 2,822	3,146	331	374	
17	外 118	1,938	外 73	2	外 79	38	外 490	347	外 74	30	外 77	233	外 176	234	外 171	11	外 68	7	外 110	4	外 369	48	外 554	106	外 336	22	外 162	91	外 2,857	3,139	280	388	
18	外 129	1,887	外 66	2	外 85	36	外 497	358	外 73	31	外 77	228	外 184	237	外 412	9	外 65	6	外 109	3	外 2,209	42	外 2,354	108	外 3,001	23	外 4,797	118	外 14,058	3,139	280	388	
19	外 138	1,845	外 65	5	外 81	30	外 503	365	外 74	33	外 80	221	外 190	242	外 384	21	外 65	6	外 112	4	外 2,138	37	外 2,230	114	外 2,779	27	外 4,451	149	外 13,290	3,141	264	399	
20	外 137	1,807	外 64	5	外 79	32	外 508	374	外 72	31	外 83	212	外 184	239	外 365	17	外 66	7	外 117	3	外 2,067	38	外 2,160	123	外 2,672	35	外 4,263	189	外 12,837	3,150	254	405	
21	外 145	1,761	外 71	5	外 82	33	外 506	374	外 78	32	外 90	202	外 182	238	外 354	14	外 68	7	外 120	2	外 1,969	37	外 2,080	123	外 2,559	37	外 4,069	205	外 12,373	3,116	251	400	
22	外 150	1,736	外 73	3	外 79	32	外 507	379	外 78	30	外 89	195	外 179	247	外 344	12	外 67	8	外 120	4	外 1,877	35	外 2,017	136	外 2,443	37	外 3,864	211	外 11,887	3,090	252	407	
23	外 154	1,709	外 71	2	外 77	34	外 499	375	外 81	30	外 90	187	外 179	257	外 332	10	外 66	8	外 120	5	外 1,715	40	外 1,905	153	外 2,260	39	外 3,533	230	外 11,082	3,106	275	400	
24	外 151	1,684	外 73	2	外 79	35	外 500	374	外 82	30	外 93	181	外 178	262	外 325	10	外 65	8	外 122	1	外 1,596	46	外 1,833	170	外 2,142	36	外 3,309	243	外 10,548	3,107	255	404	
25	外 154	1,652	外 71	2	外 75	36	外 497	366	外 79	32	外 92	168	外 176	267	外 318	13	外 64	9	外 119	1	外 1,512	51	外 1,779	171	外 2,055	36	外 3,150	245	外 10,141	3,081	244	415	
26	外 151	1,634	外 70	2	外 76	38	外 492	363	外 79	32	外 87	167	外 179	277	外 312	11	外 65	9	外 120	1	外 1,466	60	外 1,758	187	外 1,998	38	外 3,032	252	外 9,885	3,089	243	415	
27	外 146	1,627	外 68	2	外 76	37	外 494	363	外 79	30	外 84	173	外 190	286	外 312	11	外 67	9	外 120	1	外 1,430	72	外 1,734	185	外 1,948	37	外 2,959	256	外 9,707	3,096	243	419	
28	外 148	1,615	外 70	3	外 78	37	外 494	361	外 80	30	外 86	178	外 192	305	外 313	10	外 70	10	外 118	1	外 1,403	95	外 1,713	185	外 1,904	43	外 2,899	265	外 9,571	3,150	239	419	
29	外 161	1,594	外 71	2	外 78	35	外 494	359	外 80	29	外 86	179	外 192	328	外 313	9	外 70	16	外 118	2	外 1,403	113	外 1,713	181	外 1,904	46	外 2,899	270	外 9,571	3,184	243	417	
30	外 161	1,594	外 71	1	外 77	36	外 483	371	外 77	32	外 84	187	外 204	355	外 310	12	外 75	18	外 123	1	外 1,376	223	外 1,700	182	外 1,869	46	外 2,825	275	外 9,435	3,333	245	415	
令和	元	外 160	1,580	外 71	1	外 79	34	外 488	364	外 76	33	外 181	外 214	394	外 313	10	外 81	21	外 279	3	外 1,483	120	外 1,691	187	外 1,812	50	外 2,759	279	外 9,687	3,394	244	407	
	1	外 157	1,563	外 71	1	外 78	34	外 489	368	外 76	31	外 162	外 210	416	外 310	8	外 84	26	外 265	4	外 1,477	128	外 1,676	195	外 1,795	57	外 2,705	280	外 9,555	3,452	248	411	
	2	外 159	1,550	外 71	1	外 74	32	外 488	364	外 78	32	外 149	外 215	447	外 314	6	外 99	35	外 254	5	外 1,478	171	外 1,683	208	外 1,799	73	外 2,661	285	外 9,522	3,574	260	416	
	3	外 166	1,544	外 72	1	外 78	30	外 495	359	外 79	34	外 149	外 225	479	外 325	7	外 111	46	外 252	6	外 1,488	233	外 1,685	233	外 1,810	79	外 2,636	285	外 9,571	3,715	267	426	
	4	外 163	1,536	外 68	2	外 76	29	外 495	355	外 79	31	外 154	外 225	512	外 328	10	外 1																

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405	412	423	428	430
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376	380	387	389	394

- (注) 1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。
- ※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000kℓから60kℓに引き下げられた。
- 3 平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表 2 果実酒製造免許場（者）数の推移 (特定酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9	8	9
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9	8	9
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45	46	46	47	46

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場（者）数の推移 (特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204	193	187	175	164
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204	193	187	175	164
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180	182	186	187	188

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 4 果実酒製造免許場（者）数の推移 （特産酒類（果実酒））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74	90	98
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74	90	98
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72	82	84	97	99	106

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。
3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 5 リキュール製造免許場（者）数の推移 （特産酒類（リキュール））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37	41	43
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37	41	43
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73	81	82	88	88	90

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。
3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 6 単式蒸留焼酎製造免許場（者）数の推移 （特産酒類（単式蒸留焼酎））

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	1	1	1	4	4	5	5
製造者数	0	1	1	1	4	4	5	5
認定計画数	3	3	3	4	5	6	6	6

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 7 原料用アルコール製造免許場（者）数の推移（特産酒類（原料用アルコール））

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6
製造場数	0	1	1	1	1	1	1	1
製造者数	0	1	1	1	1	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1	1	1	1	1

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元	2	3	4	5	6
承認件数	0	1	2	4	4	4
認定計画数	2	4	5	5	5	4

- (注) 1 承認件数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)による承認件数を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場所について、清酒の既存製造場と一の清酒の製造場とみなすこととされた。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)
構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)
構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びリキュールは6kℓ)を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

区分 年月日		卸 売 業			小 売 業			合 計	備 考
		全 酒 類	そ の 他	計	全 酒 類	そ の 他	計		
昭和	46. 3. 31	現在	外 1,316	外 1,316	外 1,198	外 147	外 1,345	147,399	13.3 酒類販売業免許制度廃止
	51. 3. 31		1,965	2,387	4,352	122,291	20,756	143,047	
	61. 3. 31		13,738	2,731	16,469	129,976	20,856	150,832	
平成	2. 3. 31		11,980	2,676	14,656	138,056	21,832	159,888	63.12 「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定
	5. 3. 31		11,540	3,487	15,027	139,396	22,127	161,523	元. 6 人口基準、抽選制の導入
	6. 3. 31		10,896	7,325	18,221	137,138	22,162	159,300	
	7. 3. 31		10,682	7,332	18,014	137,777	22,335	160,112	
	8. 3. 31		10,487	7,331	17,818	138,568	22,770	161,338	
	9. 3. 31		10,200	7,274	17,474	139,403	23,003	162,406	
	10. 3. 31		9,980	7,137	17,117	140,180	26,703	166,883	
	11. 3. 31		9,757	7,090	16,847	140,836	31,012	171,848	10.3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る需給調整規制の廃止)の閣議決定
	12. 3. 31		9,546	7,081	16,627	143,718	31,377	175,095	
	13. 3. 31		9,436	7,053	16,489	145,841	31,641	177,482	
	14. 3. 31		9,365	6,885	16,250	145,053	31,820	176,873	13.1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
	15. 3. 31		9,210	6,773	15,983	151,343	30,679	182,022	
	16. 3. 31		9,070	6,686	15,756	154,759	29,840	184,599	
	17. 3. 31		8,630	6,469	15,099	165,915	27,311	193,226	15.5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15.9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
	18. 3. 31		8,011	6,406	14,417	171,674	25,737	197,411	
	19. 3. 31		7,608	6,384	13,992	170,975	25,485	196,460	17.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布
	20. 3. 31		7,303	6,330	13,633	178,124	23,148	201,272	18.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定失効
	21. 3. 31		7,111	6,262	13,373	179,624	22,250	201,874	
	22. 3. 31		6,855	6,090	12,945	178,016	21,350	199,366	
	23. 3. 31		6,589	5,909	12,498	176,773	7,299	184,072	
	24. 3. 31		6,212	5,850	12,062	175,132	6,557	181,689	23.4 「規制・制度改革に係る方針」(酒類卸売業免許の要件緩和)の閣議決定
	25. 3. 31		5,899	5,786	11,685	174,544	6,237	180,781	
	26. 3. 31		5,701	5,814	11,515	174,737	5,950	180,687	24.9 酒類卸売業免許の要件緩和等の適用を開始
	27. 3. 31		5,571	5,919	11,490	175,356	5,750	181,106	
	28. 3. 31		5,442	6,087	11,529	175,165	5,561	180,726	
	29. 3. 31		5,361	6,291	11,652	174,261	5,383	179,644	
	30. 3. 31		5,284	6,524	11,808	173,890	5,355	179,245	
	31. 3. 31		5,198	6,828	12,026	172,260	5,204	177,464	
令和	2. 3. 31		5,108	7,194	12,302	170,116	5,057	175,173	
	3. 3. 31		5,015	7,517	12,532	167,355	4,830	172,185	
	4. 3. 31		4,940	8,054	12,994	166,858	4,968	171,826	
	5. 3. 31		4,865	8,838	13,703	167,587	5,153	172,740	
	6. 3. 31		4,827	9,660	14,487	167,150	5,126	172,276	
	7. 3. 31		4,751	10,425	15,176	166,333	5,100	171,433	
	8. 3. 31		4,650	10,980	15,630	165,308	5,033	170,341	

(注) 1 本表は、主として「国統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 昭和46、3、31現在の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51、3、31現在以降の外書きは、卸売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。